

地区計画の届出について

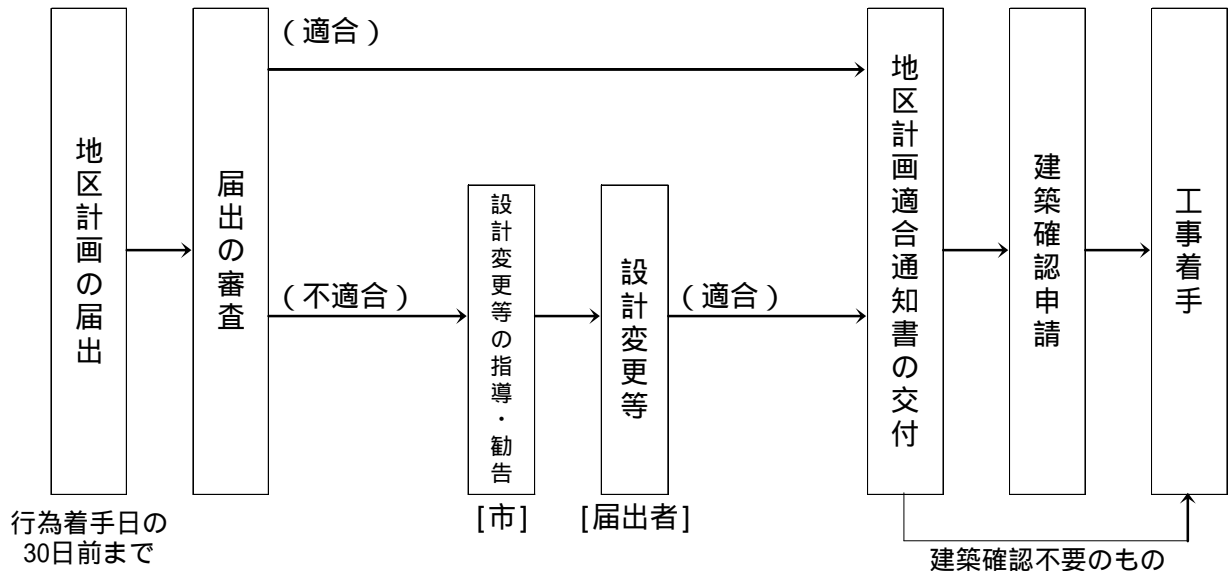
地区計画区域内で、土地の切土、盛土や建築物等の建築、増改築、移転などを行う場合は、行為着手日の30日前までに、裾野市長に届出をする必要があります。

1 届出が必要となる主な行為

行 為	内 容
土地の区画形質の変更	区画の分割、切土、盛土など 1,000㎡以上となる場合は、都市計画法第29条の開発許可が必要となる場合があります。
建築物の建築	建築物の新築、増築、改築、移転（建築物に付属する門又は塀を含みます。）
工作物の建設	看板、案内板、広告塔、フェンス、擁壁など
建築物等の用途変更	用途変更後の建築物等が、用途の制限に適合しないこととなる場合
建築物、工作物の形態・色彩・意匠の変更	建築物等の屋根形状・色彩、外壁の色彩など

このほかにも届出が必要な場合があります。
適用除外となる行為もあります。

2 届出から工事着手までの流れ



3 届出手続き

・届 出 先

千福が丘地区計画、南部地区計画.....まちづくり課（裾野市役所2階）

裾野駅西地区計画区画整理課（裾野市佐野 1068-2）

・届出の期日 工事（行為）に着手する日の30日前まで

建築確認申請を要する場合は、建築確認申請前に届出をしてください。

・届出書類等 届出書及び設計図書 正副2部

届出様式、必要な添付書類は別紙のとおりです。